

生存権裁判を支援する全国連絡会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 K A T Oビル3階

メール seizon25@onyx.ocn.ne.jp

電話03-3354-7431 FAX03-3354-7435

福岡 高裁差戻し審で不当判決！！ 上告したたかう

昨年(2013)の12月16日、「福岡・北九州生存権裁判」福岡高裁差戻し審の判決に原告団・弁護団・支える会など122人が参加。福岡高裁の原敏雄裁判長は、原告の請求を棄却する不当判決を言い渡しました。判決後の集会で高木健康弁護団長は「きわめて不当な判決」「原告は途中9人が亡くなり、現在33人。一審判決は原告敗訴、二審は原告勝訴の逆転判決最高裁は高裁へ審理を差戻した。私たちは裁判所に厚生労働大臣が廃止した検討の中身を知るべき、消費実態調査資料、生活実態を調べて十分に審理してほしいと主張してきたが、一切とりくもうとしなかった」と報告。

権利を否定

縄田浩孝弁護団事務局長は「前回の福岡高裁は『生活保護は権利だ』と認めた。今回の判決は『廃止は問題ない。生活保護は税金で成り立っている。国の権限で権利はない』と切り捨てたひどい判決だ」。原告は、食事や入浴を減らし、人付き合いもできないと、各々訴えました。



井上英夫全国連会長は、「判決は実態に踏み込まない、憲法25条とかけ離れたもの。実態を見ると、憲法にそぐわないことが分かってしまうので、根本的なところに触れずに判断しました。9都府県、全国の訴訟団とともに全力でたたかう」と決意を表明しました。

社会保障削減の歯止めに【原告の訴えより】

阿南正規さん(82歳・原告団長)「原告のうち7人しか裁判所へ来ることができなかった。判決を聞いてがっくりしたが、安倍内閣の社会保障削減の歯止めにならない。身体の続く限り上告して闘っていききたい」

平山フサ子さん(80歳)「今日は期待してきましたが…。老齢加算がなくなり、今年8月から保護費も切り下げられ、月6万円で家計を切りつめたくらし、入浴は週1回。消費税の増税が心配。もう1回上告して身体の続く限りがんばっていききたい」

(福岡県生連機関紙「生きる」などより)

熊本 8日の第15回弁論で結審、判決は3月12日

熊本生存権裁判の第15回弁論が1月8日熊本地裁で開かれました。前回弁論で裁判官から「原告、被告が提出するとした書面がそろったので結審したい」と発言がありました。原告弁護団より「被告（玉名市側）の主張に老齡加算をもらっている人は貯蓄にまわっている、という事実と違うことが述べられている。実態調査を要求した。やってもらいたい」と訴えましたが、裁判官は「そのことは判決で述べる」としただけで結審を言い渡しました。判決は3月12日に。

なお、弁論前10時30分より熊本地裁前で門前集会を行い、右田熊本県生連会長が「2月の全国交流会に良い報告ができるように頑張る」と決意表明。高木健康弁護士から福岡裁判の報告と上告してたたかう決意、全国的な流れについて説明が。報告集会では「判決が出るまで裁判所への要望活動などを続けることを確認しました。（熊本県生連・右田捷明会長より、写真は社保協）



とりもどそう！老齡加算・くらし・尊厳...決起集会 青森

「とりもどそう！老齡加算・くらし・尊厳・未来」をテーマに青森生存権裁判を支援する会は12月21日に、青森市「アピオあおもり」で学習決起集会を行いました。寒い中でしたが集会には県内各地から21団体・91人が集まりました。

学習会は安形全生連会長の講演と当事者4人から自由に実態や思うことを話して貰うことをメインとしました。安形さんの～人として希望のもてる社会を～と題した話を聞いた参加者は「これから役所に自分の意見を言っていけると思った」「不安ばかりであったが、改悪に反対していく展望があると分かりうれしい」「勇気を出して発言しているうちに沢山のひとと連帯している気持ちになりうれしい」と述べていました。

当事者の発言は、痔には「ニンニクの焼き汁がよく効く」という出だしからはじまるユニークな話もあり会場が笑いに包まれました。



原告の挨拶を受けて、最後に奥村県労連議長の「この闘いは労働運動の課題。」という音頭でジュースで乾杯し、1年間の奮闘をねぎらうとともに前進する新たな決意を固めました。（神牧人事務局長より）